

川崎病院手術室空気調和設備調査検討委託仕様書

1 概要

本委託は、川崎病院（以下「病院」という。）における手術室空気調和設備の更新整備に向け、熱負荷計算や機器容量の算定等の技術的な調査および検討を行うものである。

2 履行場所

川崎市川崎区新川通12番1号

3 委託範囲

更新整備に向けて調査検討対象とする手術室用空調系統は以下の10系統である。ただし、対象は原則的に1次空調機とし、2次空調機は既設再利用を基本とする。

パターン	系統数	1次空調機			2次空調機			
		冷水コイル	温水コイル	加湿器	冷水コイル	温水コイル	加湿器	
A	1次空調機1台+2次空調機2台	3	○	○	×	×	○	○
B	1次空調機1台+2次空調機1台	1	○	○	×	○	○	○
C-1	1次空調機1台	5	○	○	○			
C-2	1次空調機1台	1	○	○	×			

4 委託内容

本委託は、次の（1）から（4）までに掲げる項目について調査及び検討を行い、その結果を報告書として提出する全委託とする。

（1）現状把握・要求条件整理

既存の空調機の仕様・動作状況、手術室の運用条件・温湿度状況に関する実測データを収集・分析し、能力増強や仕様見直し検討の基礎情報とすること。

（2）熱負荷計算

（1）で整理した情報を踏まえつつ、対象とする10系統の熱負荷計算を実施すること。ここで特に、手術中の室温変更要求（変更温度巾・変更速度）を踏まえた熱負荷計算とすること。

（3）空調機仕様の検討

各空調機のコイル能力・加湿能力・風量等の仕様を検討すること。特に1次空調機（外調機）+2次空調機（内調機）で空調しているパターンA、Bの計4系統については、改修工事範囲ができるだけ限定されるよう、（2）で算出した熱負荷の1次空調機・2次空調機への振り分けを検討すること。

(4) 自動制御方法の検討

(1) で整理した要求条件と (3) で検討した空調機仕様に基づき、各空調機で使用する冷温水・電力量の節減を図る自動制御の考え方を検討すること。また、検討にあたっては必要なシミュレーション等を行い、温湿度の安定性や設定変更時の応答性を確認すること。

(5) 本委託の諸手続及びその費用は受託者の負担とする。

(6) 本委託に発生した不具合についての軽微なものについては、受託者において修理を行うものとし、その費用は受託者の負担とする。

(7) 本委託にて発生した産業廃棄物は、受託者にて持ち帰るものとする。

5 準拠図書

- ・日本医療福祉設備協会規格 病院設備設計ガイドライン(空調設備編) HEAS-02-2022
- ・公共建築協会 建築設備設計基準 (令和6年版)

6 事前打合わせ

受託者は、本委託の契約締結後速やかに作業工程等について、発注者と打合わせを行わなければならない。

7 委託計画書の提出及び承認

受託者は、本委託の実施に当たって委託計画書を速やかに提出し、発注者と必要な回数
の協議を行い、その承認を受けること。

8 関係法令の遵守

受託者は、委託を遂行するに当たって、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。

9 完了届等の提出

受託者は、作業終了後、速やかに所定の様式による完了届及びその他報告書をともに発注者に提出し、作業の履行状況について検査を受けること。

10 委託料の請求及び支払方法について

受託者は、前項の検査合格後、発注者の指定する方法で、当該委託料を請求するものとする。なお、支払い回数は1回とする。

1.1 その他

- (1) 受託者は、発注者の求めに応じ逐次内容を説明すること。
- (2) 受託者は、本委託を行う際、病院の業務に支障の無いように行うこと。なお、設備停止を伴う作業がある場合、極力短時間かつ効率的に行うよう計画するとともに、影響範囲を事前に病院に十分説明し、発注者の承認をもって作業を行うこと。
- (3) 受託者は、本委託に要する養生を必要に応じて自ら行うこと。また、養生作業については、建物、エレベーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等、傷をつけることのないよう、事前に発注者と調整の上で行うこと。なお、養生作業にはソフトウェアや情報機器等も含まれる。
- (4) 受託者は、病院施設内に立ち入る場合は、衛生面に注意し、病院設備の汚染防止に万全を期するものとする。
- (5) 受託者は、本委託を行うに当たり、事前に委託責任者を選任し発注者及び病院に届け出るとともに、その選任された委託責任者を通じ連絡、作業が適正に行えるようにすること。
- (6) 受託者は、本委託中事故が発生した時は、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者に詳細な報告並びにその後の対策案を提出すること。
- (7) 受託者は、発注者の求めに応じ、関係官庁への届出書類の作成を行うこと。また、その他発注者が必要と認め、提出を求めた書類についても、速やかに提出すること。
- (8) 受託者は、本委託により知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。また、契約が終了または解除された後においても同様とする。
- (9) 仕様書に記載のない事項については、適宜発注者との協議に応じること。